

社会変革の手段としてのアイヌ文学、アート、
パフォーマンスの課題と可能性
Issues and Prospects for Ainu Literature, Art and
Performance to Transform Society

ジェフリー・ゲーマン
Jeffrey GAYMAN

イントロダクション

明治時代以降、北方領土の開発と大日本帝国の膨張に伴い、アイヌ民族の土地は一方的に剥奪され、伝統的な生業は禁止または過度に制限され、アイヌ民族は強制移住、強制農業、同化教育の対象となった。世界中の多くの先住民族がそうであるように、アイヌの人々も社会経済的、政治的、法律的に疎外されてきた歴史がある。

150年以上にわたる同化政策の後、北米のような保護区制度もなく、大多数の日本人に混じって散在して暮らす北海道のアイヌは、同じ町に住む日本人と何ら変わらない生活を送っているように見える。しかし現在、アイヌの伝統的な生業からの離脱や文化的危機はさておき、統計的に見ても、アイヌの低学歴や生活保護受給率の高さを考えると、日本人との生活格差は際立っている¹。

近年、こうした経済格差をなくし、アイヌ「文化」を振興するために、アイヌの「ための」法律²が制定され、一見すると政策的には状況が改善されているように見える。しかし、経済的な土地や資源の基盤はなく、アイヌ文化振興のための父権的で国家統制的なトップダウンの施策にアイヌ民族は依然として大きく依存している。そのため、自らの社会、経済、土地、資源に対する集団的権利等を自己決定できるといふ、国際的な先住民族の権利回復運動が追求する先住民族の人権の基準からすると状況は暗いままである。

このような状況を改善するためには、アイヌの世論を動かし、アイヌ法をアイヌの自己決定と集団的権利を認めるものに改正するよう議員に働きかけ

るアイヌの行動が必要だが、そのアジェンダを推進する方法の1つが文学、文化、芸術である。アイヌの権利回復に向けた積極的なリーダーシップは、現在まで文学、文化、芸術をこれらの目的のために行使してきたし、またこれからも行使することができる。活動家であるアイヌ文化の担い手、作家、芸術家の行動は、自分たちの文化を最大限に受け入れようとする若いアイヌの模範となる。

本稿では、これまでのアイヌの文学・文化運動を再検証するための基準として、国際的な先住民族の権利回復運動と教育運動のマニフェストに注目し、最善の道を探る。しかし、前途は多難である。

国際的な先住民族の権利回復運動の基準

国際的な先住民族の権利回復運動の発端については諸説あるが²、2007年9月に採択された「先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）³」の批准がこの運動の頂点であることは、おそらく大方の一致するところだろう。先住民族の権利に関して、UNDRIPは、先住民族がさまざまな面で、自らの習慣、文化、価値観、願望に従って、先住民族自身の発展を集团的に決定する権利を求めている。

世界各地で、先住民族の権利はいまだに認知の途上にあるが、世界中の先住民族の間にはUNDRIPのユートピア的ビジョンの実現に向けた希望があり、それに向けて先住民族の擁護と積極的行動主義が続いている。文学と芸術は、先住民族の社会的、政治的、法的な願望が表明される数ある文化媒体のうちの2つである。

先住民族の文学と芸術の基準

近年、アイヌの長老たちは、政府の政策や文化的実践にアイヌの声が欠如していることへの不安や、アイヌの声がアイヌの伝統的価値観に根ざしていないことへの懸念を表明してきた。これは、現在の日本のアイヌ政策を反映している。どの先住民族の文学や芸術が、その文化的基盤から見て「本物」であるかという問題に関して簡単な答えはない。しかし彼らの評価は筆者も共有するものであり、先住民族の文化や社会がしばしば不安定な性質を持っていることを考慮すると、深く思考する必要があるものだと考える。

ここでは参考として、国際的な先住民の権利回復運動から生まれた1つの基準を示す。世界先住民族高等教育コンソーシアム（WINHEC）の基準（1999

年の「教育における先住民族の権利に関するクーランガッタ声明」に基づく)に表明されているように⁴、先住民族の教育、言い換えれば先住民族コミュニティの発展の要として、以下の4点が挙げられる。つまり土地と資源に対する集団的な精神的関係に基礎を置いており、伝統的知識に基づき、先住民族の言語を通じて伝えられ、コミュニティの長老たちによって担われていることである。いずれにせよ、UNDRIPとクーランガッタ声明の内容を考えると、先住民族の活動にとって不可欠な基準の1つは、植民地的、ポスト・コロナル的、あるいはポスト帝国主義的な制度が先住民族の自己決定を妨げ続けている状況に対する批判であるように思える。

アイヌの権利回復運動

アイヌが1960年代後半から国際的な先住民族の権利回復運動と接触していたことを考えれば、1984年のアイヌ民族に関する法律(案)⁵のうち、例えば、国会におけるアイヌ特別議席の設置やアイヌ自立基金の設立などがUNDRIPの原則やクーランガッタ声明と一致していたことは驚くべきことではない。また、1960年代後半から1970年代にかけてのアイヌ文学が、アイヌ・プリ(アイヌのやり方)に基づくアイヌ解放を唱えていたことも驚くべきことではない。

さらに、文化と政治が互いに融合した。例えば、抑圧的な社会状況を批判するアイヌ活動家の結城庄司の著作(結城、1980;結城、1997)は、アイヌの捕獲権の抑圧に対する意識を高めるために、1982年から毎年、豊平川にサケを戻す儀式を札幌のコンクリートジャングルの真ん中で行う行動として現れた(札幌アイヌ文化協会、2006)。この儀式のために、20世紀初頭に生まれた約15人のアイヌの長老たちが札幌に集まり、儀礼の知識を分かち合い、趣旨に賛同した。一方、アイヌの有名な彫刻家である砂澤ビッキはアイヌの旗を制作し、平村(土橋)芳美とともに1972年のメーデーパレードで掲揚した(Fitzhugh and Dubreuil, 1999)。平村はアイヌの情報誌「アヌタリ・アイヌ」の創刊者の1人であり、自身もアイヌの男女の長老たちに多くのインタビューを行ってきたアイヌ作家である。

1980年代を通じて、山本多助⁶のようなアイヌの活動家たちは、和人の教育者や知識人たちに北海道の植民地支配の歴史を認識するよう働きかけた。アイヌの作家、政治家、文化活動家である萱野茂は、1997年にアイヌ文化振興法⁷(ACPA)の制定を推進し、作家でアイヌの指導者である貝沢正とともに

に二風谷ダム建設反対訴訟を起こした⁸。アイヌの刺繍家、作家、活動家であるチカupp美恵子⁹は、世界の先住民族の人権会議で先住民族の女性の権利を擁護した。これらの人々の中では、書くことと活動すること、芸術と活動の境界線は曖昧なものでしかなかった。

現在のアイヌの社会政治的・文化的状況

現在でも、アイヌ民族に対する社会的差別は根強く、自身の出自を「カミングアウト」しようとするアイヌの傾向を持続的に弱めてきた。日本の立法者は、2019年のアイヌ施策推進法(APPA)の成立に至るまで30年以上にわたって、「文化的」な権利以外の先住民族の集団的権利の承認を求めるアイヌのあらゆる要求に対して躊躇なく抵抗してきたのである。この法律は、アイヌの先住民族性を文書で認めてはいるが、UNDRIPに規定されている先住民族の権利には一切触れていない。ベテランの活動家や当時の長老たちが若い世代に伝えてきた1970年代から80年代にかけての活発な活動の精神は、この法律の制定によって勢いを失った。

他方で、日本の異国情緒あふれる北の島でのエスニック・ツーリズムの人気の高まりによって弱体化したと思われる文化的実践の傾向は、1997年の文化振興法によって可能になった文化活動に対する謝礼金制度によってさらに悪化したと言われている。この法律が地域の自発的な文化参加を鈍らせ、長老から学ぼうというアイヌの動機を複雑にしてしまったのである。

最近のアイヌの文学・文化活動

先住民族の人権という観点からアイヌのエンパワーメント^{アドヴォカシー}を目指す政治的・社会的活動のインセンティブが乏しい環境の中でも、アイヌの擁護は完全に消滅したわけではない。旭川、釧路、札幌など、アイヌ人権運動の全盛期を故郷で経験した先輩アイヌとのつながりや、アイヌ人権運動に参加した家族の存在など、まだ知られていないルートを通じて、アイヌの活動家たちは政治家や議員への陳情、抗議集会、アイヌ主体の文化NPO¹⁰の運営などを続けている。

アイヌ研究者であり芸術家の鶴澤加那子博士は、先住民問題国際作業部会(IWGIA)に定期的に寄稿しており¹¹、アイヌ研究者であり活動家の石原真衣博士は、最近、日本の他のマイノリティのメンバーとともに、複合差別の問題について多くの出版物を發表している¹²。もっとも有名なアイヌ古布絵作

家である宇梶静江と音楽家の加納沖（砂澤ビッキの息子）は作家でもあり、アイヌの権利を声高に主張している（宇梶、2020）。アカデミズムの恣意的な権威への攻撃として、『痛みのペンリウク』の著者土橋（旧姓平村）芳美（土橋、2017）による北海道大学に対する痛烈な批判は、1970年代の強硬な積極的行動主義¹³を思い起こさせる。宇梶、加納の両名は国際的に有名で、文化賞¹³や芸術賞¹⁴を受賞しているが、それ以上にアイヌ文化を愛し、アイヌの価値観を曲げずに守り続けていることで、若いアイヌの世代からロールモデルとして尊敬されている。

一方、アイヌの歌姫として知られるアコースティックユニット zizi（ジジ）の豊川容子は元ジャズボーカリストであり、アイヌのお笑いコンビ、ペナンペとペナンペは2022年にM-1グランプリ全国大会に進出するなど、アイヌのパフォーマンスはますます新しい領域に到達している。

しかし、批判的な活動家たちも指摘するように、アイヌ文化の継承は非常に不安定な状態にある。ウクライナ戦争やアイヌの人々へのヘイトスピーチ¹⁵が依然として続いているなか、アイヌ施策推進法が制定されたとはいえ、アイヌ文化の担い手は決して多くない。筆者が現地で試算したところ、アイヌの人々のうち、伝統を受け入れ、文化サークルで活動することで「カミングアウト」している人は全体の1%にも満たない。宇梶を除くほぼすべての長老が逝去し、2020年に白老に国立アイヌ民族博物館が開館したことで、アイヌ文化の個人から個人への継承の可能性は事実上封じられたと言えるかもしれない。長老たちが亡くなり、若いアイヌの人たちがアイヌ政策の欠点について声を上げる動機となるような、文化を担うロールモデルがいなくなったらどうなるのだろうか？

小括

アイヌの土地や資源とのつながりを奪われたアイヌの文学が、アイヌの伝統的な土地との関係を反映していると言えるかどうかは疑問だ。彼らにとって「土地への回帰」は、まず土地の返還によって達成されなければならない。

その意味で、アイヌの活動家の中には、アイヌ文学に反植民地的な傾向を求めるべきだという人もいるだろう。1960年代から70年代にかけてのアイヌのラディカルな文学の声は、未来のアイヌ文学の道しるべとして注目されるべきだというのが、彼らの主張かもしれない。

ケベックとアイヌの共同文学・文化活動の未来についてのいくつかの問い

アイヌの口承伝承は、音楽と文学の両方に分類される。したがって、アイヌのパフォーマンスを一種の文章として分類するかどうかという問題は、すでに複雑なものとなっている。

アイヌの「文化派」と人権活動家との緊張関係は、この問題をさらに複雑にしている。先住民の芸術とは、いかなる文化的パフォーマンスでも価値があるとみなすのか、それとも条件として何らかのアイデンティティ要素が設定されるべきなのだろうか。また、自らのアイデンティティを作品に描く先住民の作家と、アイデンティティとは切り離されたところで作品を発表する先住民である作家とを区別すべきだろうか。新しい世代のアイヌ文学はこのような複雑な問題を背負い発展していくと考えられる。

「zizi (ジジ)」や「パナンベとパナンベ」の公演は、いわゆるアイヌの「文化」に対して肯定的な注目を集めるが、日本の納税者を動かし、アイヌの集団的権利を認めるためにアイヌ政策を改正するよう日本の政治家に働きかけるほどの推進力を含んでいるのだろうか。今回のシンポジウムのようなアイヌの文学・文化活動が国際的に認知される機会は、日本政府に十分な外圧を与えるのに十分なのだろうか。これらはすべてきわめて困難な問題であり、その答えは簡単には出ないだろうが、それでも先住民族やその学術的支援者たちは探求しつづけなければならない。

(ジェフリー・ゲーマン 北海道大学)

注

- 1 日本弁護士連合会「アイヌ民族の権利の保障を求める決議」
https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2022/2022_4.html (最終閲覧日: 2024年1月8日。以下、URLの最終閲覧日はすべて同日。)
- 2 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=431AC0000000016>
- 3 https://www.un.org/esa/socdev/unpfi/documents/DRIPS_japanese.pdf
- 4 <http://www.ankn.uaf.edu/IKS/cool.html>
<https://www.cais.hokudai.ac.jp/wp-content/uploads/2012/03/20090529-jeff.pdf>
- 5 「アイヌ政策検討市民会議」
<https://ainupolicy.jimdofree.com/>

- 6 山本（1993）他参照。
- 7 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=409AC0000000052_20190524_431AC0000000016
- 8 萱野の主著としては、萱野（1990, 1997, 1998）、貝沢の主著としては、貝沢（2010）がある。訴訟については、注1の資料を参照せよ。
- 9 主著として、チカップ（2003）がある。
- 10 一般社団法人 アイヌ力 <https://www.ainugaku.com/>
- 11 <https://iwgia.org/en/japan/5121-iw-2023-japan.html>
- 12 石原（2020）他参照。
- 13 宇梶静江 吉川英治文化賞
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%90%89%E5%B7%9D%E8%8B%B1%E6%B2%BB%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B3%9E>
- 14 加納沖 北海道文化賞奨励賞（音楽）
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/4/5/2/4/8/7/_/%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B3%9E%E6%AD%B4%E4%BB%A3%E5%8F%97%E8%B3%9E%E8%80%85%E4%B8%80%E8%A6%A7\(~R3\).pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/4/5/2/4/8/7/_/%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B3%9E%E6%AD%B4%E4%BB%A3%E5%8F%97%E8%B3%9E%E8%80%85%E4%B8%80%E8%A6%A7(~R3).pdf)
- 15 <https://iwgia.org/en/japan/5121-iw-2023-japan.html>

参考文献

- チカップ美恵子（2003）『月のしずくが輝く夜に——アイヌ・モシリからインドへの祈りの旅』現代書館。
- 土橋芳美（2017）『痛みのパシリウター囚われのアイヌ人骨』草風館。
- FITZHUGH, William W. and Chisato O. DUBREUIL eds. (1999) *Ainu: Spirit of a Northern People*, Arctic Studies Center, National Museum of Natural History, in collaboration with University of Washington Press.
- 石原真衣（2020）『沈黙』の自伝的民族誌——サイレント・アイヌの痛みと救済の物語』北海道大学出版会。
- 貝沢正（2010）『アイヌ わが人生』岩波書店。
- 萱野茂（1990）『アイヌの碑』朝日文庫。
- 萱野茂（1997）『アイヌ語が国会に響く——萱野茂・アイヌ文化講座』草風館。
- 萱野茂（1998）『萱野茂のアイヌ神話集成』（全10巻）ビクターエンタテインメント。
- 札幌アイヌ文化協会（2006）『第25回アシリチェップノミ——新しい鮭を迎えるアイヌの伝統行事』札幌アイヌ文化協会。
- 宇梶静江（2020）『大地よ！ アイヌの母神、宇梶静江自伝』藤原書店。

山本多助 (1993) 『イタク カシカムイ (言葉の霊) ——アイヌ語の世界』 北海道大学図書刊行会。

結城庄司 (1980) 『アイヌ宣言』 三一書房。

結城庄司 (1997) 『チャランケ——結城庄司遺稿』 草風館。